

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 運航管理者養成施設の指定
- ② 手続根拠 : 航空法第78条第4項、航空法施行規則第171条の3
- ③ 手続対象者 : 養成施設の指定を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 養成施設の指定を受けようとする時
- ⑤ 提出方法 : 運航管理者養成施設指定申請書を作成し、教育規程2部及び教育実績を記載した書類を添付して、航空局安全部運航安全課へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類・部数 : 教育規程2部及び教育実績を記載した書類
- ⑧ 申請書様式 : 航空従事者養成施設指定申請書(第29号の2様式)
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる航空局安全部運航安全課へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 航空局安全部運航安全課 03-5253-8111 (内線50304)
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 航空局安全部運航安全課

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法施行規則第50条の4及び第171条の3
通達「運航管理者養成施設指定申請・審査要領」(平成19年国空乗第491号)
- ② 標準処理期間 : 2ヶ月
- ③ 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)